

山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領

平成27年6月23日 制定

令和5年4月1日 最終改正

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の委託（以下「調査・設計等業務委託」という。）の契約を締結しようとする際に、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）第155条の規定に基づく「最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合」（以下「低入札価格調査」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 調査基準価格の設定

調査・設計等業務委託の契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、次表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となったもののうち、同表①から④までに掲げる額の合計額（1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ、1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げ）とする。

ただし、その上限額及び下限額は以下のとおりとし、上記により算出した結果、上限額を超過、又は下限額に満たない場合は当該上下限額を調査基準価格とする。

(1) 測量業務及び地質調査業務以外に係る契約

① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8

② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6

※ いずれも1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ、
1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げ

(2) 測量業務に係る契約

① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.2

② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の6

※ いずれも1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ、
1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げ

(3) 地質調査業務に係る契約

① 上限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の10分の8.5

② 下限額 予定価格に110分の100を乗じて得た額の3分の2

※ いずれも1,000万円以上の場合は10万円未満を切り上げ、
1,000万円未満の場合は1万円未満を切り上げ

委託業務の種類	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

なお、入札執行機関の長は、開札日までに上記の方法により調査基準価格を決定のうえ、調査基準価格算定調書に記載し、封入・封印しておくものとする。

3 低入札価格調査の対象

予定価格が700万円以上の調査・設計等業務委託で、入札価格が調査基準価格を下回ったものとする。

4 入札参加者への周知

入札執行機関の長は、調査基準価格を下回った入札を行った者は必ずしも落札者とならず、当該入札があった場合は、開札後直ちに落札決定を保留し、調査後改めて落札者を決定することがある旨を入札執行前に周知する。

5 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行機関の長は「調査基準価格を下回った入札があったので落札決定を保留する」旨を宣言し、入札を終了する。

6 調査の実施

入札執行機関の長は、落札保留後、調査基準価格を下回った入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、次の事項について調査する。

なお、調査の結果によっては、再度調査を実施することもあるので、その旨を調査対

象者に伝えること。

- (1) 当該価格により入札した理由（様式2）
- (2) 入札価格の内訳書（様式3）
- (3) 当該契約の履行体制（様式4）
- (4) 手持の調査・設計等業務委託の状況（様式5）
- (5) 配置予定技術者名簿（様式6）
- (6) 手持機械等の状況（様式7）（測量業務及び地質調査業務に限る）
- (7) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式8）
- (8) 直前3カ年の事業（営業）年度に係る計算書類
- (9) 管理（主任）技術者の専任配置誓約書（様式9）
- (10) 第三者照査概要書（様式10）
- (11) 確約書（様式11）
- (12) その他

7 調査方法

- (1) 入札執行機関の長は、入札終了後、調査対象者がいる場合は、すべての調査対象者に対して調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く。）に、調査の実施に必要な6に掲げる資料及び添付資料（以下「資料等」という。）のすべてを提出するよう求めるものとする。

資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。

ただし、資料等及び事情聴取の内容により、入札執行機関の長が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等に係る提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で入札執行機関の長が適切に設定するものとする。

- (2) 入札執行機関の長は、(1)の調査対象者のうち、入札価格の低い者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値※の高い者。）から順に事情聴取を行い、すべての審査項目について審査する。

※ 評価値とは、技術提案資料に記載された技術的能力等及び実施方法等の条件について、設計図書で定めるところにより、求められた技術評価点に、入札書に記載された金額等から求められた価格評価点を加えた値をいう。

- (3) 入札執行機関の長は、(2)の審査により落札となる候補者（以下「落札候補者」という。）が決定した時点で、以後の業者の調査は行わず、調査を一旦終了する。
- (4) 調査対象者が提出期限までに資料等の提出を行わない場合、提出資料に不備がある場合、(2)の事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札を無効とするものとする。

8 判断基準

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断は、別に定める判断基準に基づき行うものとする。

9 調査結果の通知

入札執行機関の長は、落札候補者に対して落札の決定があった旨を通知するとともに、落札候補者以外の入札者に対して適宜の方法により通知する。

10 調査結果の公表

入札執行機関において、低入札価格調査の実施概要（様式1）を9により通知した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供する。

11 調査対象者と契約する場合の措置

調査対象者と契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を義務付けるものとする。

(1) 管理（主任）技術者

当該業務において、管理（主任）技術者を専任で配置させること。

なお、配置する管理（主任）技術者は、入札公告日又は指名通知日において、調査対象者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 照査

設計図書において照査を定めた場合は、調査対象者の照査に代えて、調査対象者とは別の第三者による照査（以下「第三者照査」という。）を実施させること。

設計図書において照査を定めていない場合は、業務の節目毎の成果及び成果物の内容について第三者照査を実施させること。この場合の費用は、調査対象者の負担とし、第三者照査を実施する者の資格要件は管理技術者資格と同等とする。

ここで、第三者照査を行う者は、別紙1の要件をすべて満たすものとし、調査対象者の費用負担において、再委託として行うこと。

なお、建築関係の建設コンサルタント業務における第三者照査は、別途定める「建築関係の建設コンサルタント業務における第三者照査実施要領」による。

附則

この要領は、平成27年7月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附則

この要領は、平成28年10月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附則

この要領は、平成30年5月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附則

この要領は、平成31年4月19日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

ただし、平成31年9月30日までに引渡しを受ける調査・設計等業務委託並びに平成31年10月1日以後に引渡しを受ける調査・設計等業務委託で現行税率（8%）により入札公告又は指名通知を行ったものについては、この要領の2 調査基準価格の設定（1）地質調査業務以外に係る契約①上限額、②下限額、（2）地質調査業務に係る契約①上限額及び②下限額に記載のある「110分の100」を「108分の100」と読み替えるものとする。

附則

この要領は、令和2年5月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附則

この要領は、令和2年11月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附則

この要領は、令和4年7月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

附則

この要領は、令和5年4月1日以降入札公告又は指名通知するものから適用する。

別紙 1

第三者照査を行う者の要件

- 1 山口県建設工事等入札参加資格の認定を受けており、当該業務の業種において、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 調査対象者と同等級以上であること。
 - (2) 調査対象者の総合点数の 80%以上の総合点数を有していること。

- 2 当該業務の入札公告日又は指名通知日から開札日の間において、山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

- 3 調査対象者と次のいずれの資本関係又は人的関係にある者でないこと。
 - (1) 調査対象者の親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）
 - (2) 調査対象者の子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）
 - (3) 調査対象者と親会社を同じくする子会社
 - (4) 役員又は管財人（会社更生法第 6 7 条の管財人及び民事再生法第 6 4 条の管財人をいう。以下同じ。）が受注者の役員又は管財人を兼ねている
 - (5) その他、上記(1)～(4)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる

- 4 過去の山口県発注の業務において、調査対象者の第三者照査を受託した者、又は、調査対象者に第三者照査を委託した者でないこと。

- 5 配置する技術者は、以下の(1)及び(2)の要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 共通仕様書及び特記仕様書で定める資格等を有すること。
 - (2) 入札公告日又は指名通知日に第三者照査を受託した者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査判断基準

山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領の8に基づく判断基準を次のとおり定める。

1 基本的判断基準

- (1) 調査に協力的であること。
- (2) 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。

2 事項別判断基準

(1) 当該価格により入札した理由（様式2）

手持業務の状況及び保有する技術者の状況等に照らして、業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を図りうること並びに手持機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績及び再委託会社の協力等に照らして、入札した価格で業務が実施可能であること。

(2) 入札価格の内訳書（様式3）

ア 数量総括表に対応した内訳書となっていること。また、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書となっていること。

イ 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されており、違算がないこと。

(3) 当該契約の履行体制（様式4）

ア 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であること。

イ 再委託予定の業務内容、金額、履行体制、理由は、妥当なものであること。

(4) 手持の調査・設計等業務委託の状況（様式5）

配置予定技術者ごとの手持業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないこと。

(5) 配置予定技術者名簿（様式6）

契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割の十分な遂行に必要な資格を有すること。

(6) 手持機械等の状況（様式7）

記載された手持機械を保有していること及び当該機械を契約対象業務で使用する予定であること又はリースする予定であること。

(7) 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式8）

ア 記載された業務実績が実在するものであること。

イ 過去に同種又は類似の業務を実施した実績が契約対象業務に要する経費の低減に資すること。

(8) 直前3カ年の事業（営業）年度に係る計算書類（様式任意）

経営内容に特段の問題がないこと。

(9) 管理（主任）技術者の専任配置誓約書（様式9）

- ア 配置予定技術者名簿（様式6）と齟齬がないこと。
- イ 代表者名の記載があること。
- ウ 管理(主任)技術者が他の業務の配置技術者となっていないこと。(発注者がTECRISにより確認)
- エ 入札公告日又は指名通知日から本資料の提出期限の日までの日付が記載されていること。

(10) 第三者照査概要書（様式10）

- ア 別紙1の要件をすべて満たすものであり、代表者名の記載があること。
- イ 入札公告日又は指名通知日から本資料の提出期限の日までの日付が記載されていること。

(11) 確約書（様式11）

- ア 様式10と整合が取れており、第三者照査を実施する者の代表者名の記載があること。
- イ 入札公告日又は指名通知日から本資料の提出期限の日までの日付が記載されていること。

3 落札・不落札の判断

上記2の(9)～(11)の事項別判断基準に適合しない場合については失格とする。

上記1及び2の(1)～(8)の事項別判断基準を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、最終的に落札・不落札を決定する。

様式 1

調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査の実施概要

事務所 _____

業務名： _____

調査実施の業者名及び住所 _____

項 目	内 容
1 当該価格で入札した理由	
2 入札価格の内訳書	
3 当該契約の履行体制	
4 手持の調査・設計等業務委託の状況	
5 配置予定技術者名簿	
6 手持機械等の状況	
7 受注・履行した同種又は類似の業務実績	
8 直前3カ年の事業（営業）年度に係る 計算書類	
9 管理（主任）技術者の専任配置誓約書	
10 第三者照査概要書	
11 確約書	
12 その他	
13 判断基準	
14 判断結果	

低入札価格調査票

(調査対象者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

業 務 名		業 務 場 所	
入札価格			

当該価格により入札した理由

〔 担 当 者 :
電 話 番 号 : 〕

様式 3

入札価格の内訳書
 (道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

(調査対象者)
 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

業務名								
業務場所								
項目	工種	種別	細別	業務実 施金額 (A=B+C)	業務実 施金額			備 考
					うち自社 実施金額 (B)	うち再委託 予定金額 (C)	発注者積 算額 (D)	
直接作業費	道路設計	道路詳細 設計	道路詳細 設計(A)					代価表- 1
直接経費	打合せ	打合せ協 議	設計協議					代価表- 2
	旅費交通費							
	電子成果品作 成費							
その他原価 一般管理費等	電子計算機使 用料及び器具 損料							一般管理費等 に係る内訳書
合 計								再委託予定金 額の比率〇〇 %

入札価格の内訳書の代価表

(道路詳細設計業務の場合の標準記載例)

(調査対象者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代価表の様式)

代価表－1 道路詳細設計 (A) 1 k mあたりの費用内訳					
名称	単位	数量	業務実施金額	積算額	備考
設計計画及び施工計画	km				
現地踏査	km				
平面縦断設計	km				
横断設計	km				
道路付帯構造物・小構造物設計	km				
仮設構造物・用排水設計	km				
設計図	km				
数量計算	km				
照査	km				
報告書作成	km				
小計					

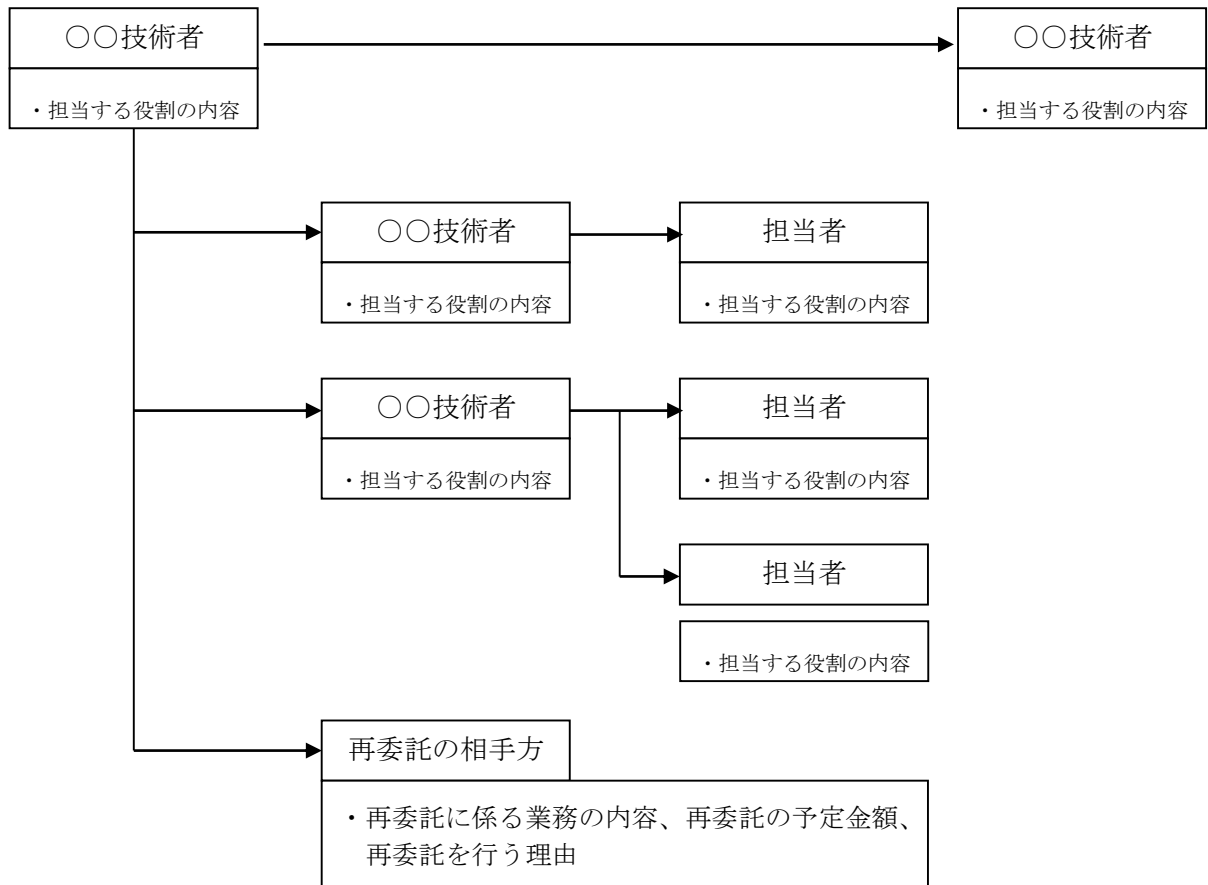
(一般管理費等に係る内訳の様式)

一般管理費等の内訳					
項目	工 種	種 別	細 別	業務実施金額	備考
一般管理費等		一般管理費等	一般管理費 付加利益		
一般管理費等計					

当該契約の履行体制

(調査対象者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

(1) 履行のための体制図 (例)



(2) 業務に係る実施体制

技術者の区分	氏 名	役職・部署	担当する役割	備 考

様式5

手持の調査・設計等業務委託の状況

(調査対象者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

(技術者) (氏名:)

業務名	発注機関	履行期間	契約金額 (千円)	備考

様式8

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

(調査対象者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

(技術者) (氏名:)

通し 番号	業務名	発注者名	履行期間	契約金額	業務 成績 評定点	備考

第三者照査概要書

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇所長 様

(調査対象者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

契約締結後は、次の者に第三者照査を委託することを確約します。

住 所 商号又は名称 代表者氏名				
山口県入札参加資格の有無		有 ・ 無		
業 種 種 別				
等 級				
総 合 点 数		①第 三 者 点 ②調査対象者 点 ①≥②×80% 可・否		
指名停止措置		有 ・ 無		
資本関係又は人的関係		有 ・ 無		
過去の第三者照査の関係		有 ・ 無		
配 置 技 術 者	氏 名			
	生年月日			
	資 格 要 件	免許・資格		
		実 務 経 験	最終学歴	
			経験年数	
雇 入 日				

注1) 免許・資格を有する管理（主任）技術者を配置する場合、実務経験の欄（最終学歴、経験年数）は記入しなくてもよい。

（ 担 当 者 :
電 話 番 号 : ）

確 約 書

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇所長 様

(第 三 者)
住 所
商号又は名称
代表者氏名

当社（私）は、〇〇〇が入札の申込みをした下記業務委託について、〇〇〇が契約した場合、山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領に基づく第三者による照査を受託します。

記

対 象 業 務 名		
入札の申込みをした業者名		
第三者照査を実施する担当者	氏 名	
	生年月日	
	免許・資格	
	実務経験 最終学歴	
	実務経験 経験年数	
雇 入 日		

注1) 免許・資格を有する管理（主任）技術者を配置する場合、実務経験の欄（最終学歴、経験年数）は記入しなくてもよい。

（ 担 当 者 :
電話番号 : ）

作成要領

【各様式共通】

- 1 各様式ごとに提出すべき添付資料のほか、調査対象者が必要と認める添付資料を提出することができる（この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
- 2 必要に応じ、各様式ごとに提出すべき添付資料以外にも、調査対象者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを確認するために説明資料の提出を求めることがある。

【記載要領】

- 1 当該価格により入札した理由（様式2）
 - (1) 当該価格により入札した理由を、過去において受注・履行した同種又は類似の業務、再委託業務の内容と履行体制、再委託予定会社との協力体制等の面から記載すること。なお、業務委託契約書により、再委託は発注者の承諾が必要であることに留意すること。
 - (2) 当該業務の適切な実施及び成果品の品質の確保に関する業務執行方針について記載すること。
- 2 入札価格の内訳書（様式3）
 - (1) 数量総括表に対応する内訳書とする。明細書は、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かるものとする。建築関係の建設コンサルタント業務にあつては「官庁施設の設計業務等積算基準（平成21年4月1日付け国営整第1号）」に規定する項目に従った内訳書とする。
 - (2) 発注者積算額欄には、何も記載しないこと。
 - (3) 内訳書には、再委託を予定している全ての項目に係る金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
 - (4) 計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものであること。
 - (5) 業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないこと。
- 3 当該契約の履行体制（様式4）
 - (1) 体制図は、自社実施予定の全ての項目と再委託を予定している全ての項目について、自社予定はその体制を、再委託予定は再委託の相手先ごとに、相手方名及び再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載すること。
 - (2) 業務に係る実施体制において、「技術者の区分」は契約対象業務の業種種別に応じて適宜設定すること。
 - (3) 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め備考欄に現場責任者と明記すること。

（添付資料）

記載したすべての再委託予定会社について、「見積依頼書（業務条件、支払条件等明確なもの）」及び「見積書（技術者単価・人役、資材単価・数量の確認が可能なもの）」の写しを添付すること。

- 4 手持の調査・設計等業務委託の状況（様式5）

配置を予定する技術者ごとに、契約金額500万円以上の手持の調査・設計等業務委託のすべてについて記載すること。

（添付資料）

該当業務のTECRIS「業務カルテ」を添付すること。

5 配置予定技術者名簿（様式6）

- (1) 配置を予定する全ての技術者について記載すること。
なお、入札参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
- (2) 「技術者の区分」は、契約対象業務の業種種別に応じて適宜設定すること。
- (3) 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め備考欄に現場責任者と明記すること。

（添付資料）

- ア 本様式に記載した技術者が自社社員であり、契約対象業務の指名通知後に入社した者でないことを証明するため、TECRIS「技術者固有情報表」を添付すること。添付できない場合には、TECRIS「技術者固有情報表」が添付できない理由を附した健康保険証等の写しを添付すること。
- イ 記載した資格を証明する書面の写しを添付すること。
- ウ 建築関係の建設コンサルタント業務についての協力会社の技術者を配置する予定である場合は、当該技術者が当該協力会社の社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付すること。

6 手持機械等の状況（様式7）

※本様式は、契約対象業務が測量業務又は地質調査業務である場合に作成すること。

＜機械を保有している場合＞

- (1) 本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持機械について記載すること。
- (2) 再委託の相手方が保有する機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨を記載すること。

＜機械をリースする場合＞

- (1) 本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定業者について作成すること。
- (2) 再委託の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨記載すること。
- (3) 「リース元名」の「調査対象者との関係」欄には、調査対象者又は再委託先の相手方と機械リース予定業者との関係を記載すること。

（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。（取引年数を括弧書きで記載）

7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式8）

- (1) 過去3年間に国及び地方公共団体等が発注した調査・設計等業務委託を対象に、受注・履行した同種又は類似の業務（調査・設計等業務委託に係るものに限る）すべて（入札日時点で履行中のものは除く）について、配置を予定する全ての技術者ごとに新しい順に記載する。なお、業務成績評定点についても、できる限り記載すること。
- (2) 備考欄には、該当業務での「技術者の区分」を記載すること。

8 管理（主任）技術者の専任配置誓約書（様式9）

必要事項を記載の上、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載すること。

専任配置する技術者について、資格要件を証明する書類等（登録証、証明書、業務経歴を証明する書類等）を添付すること。

また他の業務の配置技術者（管理技術者、主任技術者、照査技術者、担当技術者）となっていないことを確認できる書類（TECRISの登録確認書及び技術者固有情報表等）を添付すること。

9 第三者照査概要書（様式10）

必要事項を記載の上、住所、商号又は名称、代表者氏名を記載すること。

第三者照査を実施する者について、山口県入札参加資格の有無、業種種別、等級、総合点数等を記載すること。

10 確約書（様式 11）

第三者照査を行う者が必要事項を記載の上、第三者照査を実施する者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記載すること。

第三者照査を実施する照査技術者について、資格要件を証明する書類等（登録証、証明書、業務経歴を証明する書類等）を添付すること。